

平成十二年通商産業省告示第五百七十九号（ガス事業法施行規則第八十条第九号の規定に基づく金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法）の一部を改正する告示 新旧対照条文

○平成十二年通商産業省告示第五百七十九号（ガス事業法施行規則第八十条第九号の規定に基づく金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法）
（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>平成十二年通商産業省告示第五百七十九号（ガス事業法施行規則第八十条第九号の規定に基づく金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法）</p> <p>第一条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第八十条第九号に規定する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード及び強化ガスホースの規格は、次のとおりとする。</p> <p>一 金属管の材料及び構造</p> <p>イ 材料は、次の各号に掲げる規格に適合するものであること。</p> <p>(1) 日本工業規格B二二二一（二〇〇九） 「一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手」</p> <p>(2) 日本工業規格B二二二二（二〇〇九） 「配管用鋼製突合せ溶接式管継手」</p> <p>(3) 日本工業規格B二二二三（二〇〇九） 「配管用鋼板製突合せ溶接式管継手」</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 日本工業規格G三二〇一（二〇一〇） 「一般構造用圧延</p>	<p>平成十二年通商産業省告示第五百七十九号（ガス事業法施行規則第八十条第九号の規定に基づく金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法）</p> <p>第一条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第八十条第九号に規定する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管及び強化ガスホースの規格は、次のとおりとする。</p> <p>一 金属管の材料及び構造</p> <p>イ 材料は、次の各号に掲げる規格に適合するものであること。</p> <p>(1) 日本工業規格B二二二一（一九九七） 「一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手」</p> <p>(2) 日本工業規格B二二二二（一九九七） 「配管用鋼製突合せ溶接式管継手」</p> <p>(3) 日本工業規格B二二二三（一九九七） 「配管用鋼板製突合せ溶接式管継手」</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 日本工業規格G三二〇一（一九九五） 「一般構造用圧延</p>

(21)	日本工業規格 G 三四五八 (二〇〇五)	「配管用合金鋼鋼
(20)	日本工業規格 G 三四五七 (二〇〇五)	「配管用アーク溶
(19)	日本工業規格 G 三四五六 (二〇〇一〇)	「高温配管用炭素
(18)	日本工業規格 G 三四五五 (二〇〇五)	「高压配管用炭素
(17)	日本工業規格 G 三四五四 (二〇〇七)	「压力配管用炭素
(16)	日本工業規格 G 三四五二 (二〇〇一〇)	「配管用炭素鋼鋼
(15)	日本工業規格 G 三二〇一 (二〇〇八)	「炭素鋼鍛鋼品」
(14)	日本工業規格 G 三二〇一 (二〇〇八)	「炭素鋼鍛鋼品」
(13)	日本工業規格 G 三二〇一 (二〇〇八)	「炭素鋼鍛鋼品」
(12)	日本工業規格 G 三二〇一 (二〇〇一〇)	「熱間圧延軟鋼板
(11)	日本工業規格 G 三二二六 (二〇〇九)	「低温圧力容器用
(10)	日本工業規格 G 三一八 (二〇〇一〇)	「中・常温圧力容
(9)	日本工業規格 G 三一五 (二〇〇一〇)	「压力容器用鋼板
(8)	日本工業規格 G 三一四 (二〇〇八)	「溶接構造用耐侯
(7)	日本工業規格 G 三一〇六 (二〇〇八)	「溶接構造用圧延
(6)	日本工業規格 G 三一〇三 (二〇〇七)	「ボイラ及び压力

(21)	日本工業規格 G 三四五八 (一九八八)	「配管用合金鋼鋼
(20)	日本工業規格 G 三四五七 (一九八八)	「配管用アーク溶
(19)	日本工業規格 G 三四五六 (一九八八)	「高温配管用炭素
(18)	日本工業規格 G 三四五五 (一九八八)	「高压配管用炭素
(17)	日本工業規格 G 三四五四 (一九八八)	「压力配管用炭素
(16)	日本工業規格 G 三四五二 (一九九七)	「配管用炭素鋼鋼
(15)	日本工業規格 G 三二〇一 (一九八八)	「炭素鋼鍛鋼品」
(14)	日本工業規格 G 三二〇一 (一九八八)	「炭素鋼鍛鋼品」
(13)	日本工業規格 G 三二〇一 (一九八八)	「炭素鋼鍛鋼品」
(12)	日本工業規格 G 三二〇一 (一九九六)	「熱間圧延軟鋼板
(11)	日本工業規格 G 三二二六 (一九九〇)	「低温圧力容器用
(10)	日本工業規格 G 三一八 (二〇〇〇)	「中・常温圧力容
(9)	日本工業規格 G 三一五 (一九九〇)	「压力容器用鋼板
(8)	日本工業規格 G 三一四 (一九九八)	「溶接構造用耐侯
(7)	日本工業規格 G 三一〇六 (一九九九)	「溶接構造用圧延
(6)	日本工業規格 G 三一〇三 (一九八七)	「ボイラ及び压力

(40)(38)	(39)	鋼品 日本工業規格 G 五五〇二	(二〇〇一)	「球状黒鉛鑄鉄品
(37)		鋼品 日本工業規格 G 五一三二	(二〇〇八)	「高マンガン鋼鑄
(36)		合金鑄造品 日本工業規格 G 五一二二	(二〇〇三)	「耐熱鋼及び耐熱
(35)(31)	(34)	鋼品 日本工業規格 G 五一二二	(二〇〇三)	「ステンレス鋼鑄
(30)		レス鋼板及び鋼帯 日本工業規格 G 四三〇五	(二〇一〇)	「冷間圧延ステン
(29)		レス鋼板及び鋼帯 日本工業規格 G 四三〇四	(二〇一〇)	「熱間圧延ステン
(28)		鋼鋼材 日本工業規格 G 四三〇三	(二〇〇五)	「ステンレス鋼棒
(27)		器用ステンレス鋼鋼管 日本工業規格 G 四〇五一	(二〇〇九)	「機械構造用炭素
(26)		器用合金鋼鋼管 日本工業規格 G 三四六三	(二〇〇六)	「ボイラ・熱交換
(25)		器用炭素鋼鋼管 日本工業規格 G 三四六二	(二〇〇九)	「ボイラ・熱交換
(24)		器用炭素鋼鋼管 日本工業規格 G 三四六一	(二〇〇五)	「ボイラ・熱交換
(23)		器用炭素鋼鋼管 日本工業規格 G 三四六〇	(二〇〇六)	「低温配管用鋼管
(22)		器用炭素鋼鋼管 日本工業規格 G 三四五九	(二〇〇四)	「配管用ステンレ

(40)(38)	(39)	鋼品 日本工業規格 G 五五〇二	(一九九五)	「球状黒鉛鑄鉄品
(37)		鋼品 日本工業規格 G 五一三二	(一九九一)	「高マンガン鋼鑄
(36)		鋼品 日本工業規格 G 五一二二	(一九九一)	「耐熱鋼鑄鋼品」
(35)(31)	(34)	鋼品 日本工業規格 G 五一二二	(一九九一)	「ステンレス鋼鑄
(30)		レス鋼板及び鋼帯 日本工業規格 G 四三〇五	(一九九九)	「冷間圧延ステン
(29)		レス鋼板及び鋼帯 日本工業規格 G 四三〇四	(一九九九)	「熱間圧延ステン
(28)		鋼鋼材 日本工業規格 G 四三〇三	(一九九八)	「ステンレス鋼棒
(27)		器用ステンレス鋼管 日本工業規格 G 四〇五一	(一九七九)	「機械構造用炭素
(26)		器用合金鋼鋼管 日本工業規格 G 三四六三	(一九九四)	「ボイラ・熱交換
(25)		器用炭素鋼鋼管 日本工業規格 G 三四六二	(一九八八)	「ボイラ・熱交換
(24)		器用炭素鋼鋼管 日本工業規格 G 三四六一	(一九八八)	「ボイラ・熱交換
(23)		器用炭素鋼鋼管 日本工業規格 G 三四六〇	(一九八八)	「低温配管用鋼管
(22)		器用炭素鋼鋼管 日本工業規格 G 三四五九	(一九九七)	「配管用ステンレ

	(44)(41) (43)	日本工業規格 H 三二〇〇	(二〇〇六)	「銅及び銅合金の板並びに条」
	(45)	日本工業規格 H 三二五〇	(二〇一〇)	「銅及び銅合金の棒」
	(46)	日本工業規格 H 三三〇〇	(二〇〇九)	「銅及び銅合金の継目無管」
	(47)	日本工業規格 H 四三一	(二〇〇六)	「一般工業用鉛及び鉛合金管」
	(49)(48)	日本工業規格 H 五二二〇	(二〇〇九)	「銅及び銅合金物」
	(50)	日本工業規格 H 五二二	(二〇〇九)	「銅合金連続铸造物」
	(51)	日本工業規格 H 五二〇二	(二〇一〇)	「アルミニウム合金铸件」
	(52)	日本工業規格 H 五三〇二	(二〇〇六)	「アルミニウム合金ダイカスト」
ロ	(略)			
ハ	ガス栓及び燃焼器との接続部のフランジは、次の各号に掲げる規格に適合するものであること。			
	(1)・(2)	(略)		
	(3)	日本工業規格 B 八六〇二	(二〇〇二)	「冷媒用管フランジ」
ニ	金属可とう管の材料及び構造			
	材料及び構造は、日本工業規格 S 二一四五 (二〇〇九) 「ガス用金属フレキシブルホース」の規格に適合するものであること。			

	(44)(41) (43)	日本工業規格 H 三二〇〇	(二〇〇〇)	「銅及び銅合金の板及び条」
	(45)	日本工業規格 H 三二五〇	(二〇〇〇)	「銅及び銅合金棒」
	(46)	日本工業規格 H 三三〇〇	(一九九七)	「銅及び銅合金継目無管」
	(47)	日本工業規格 H 四三一	(一九九三)	「一般工業用鉛及び鉛合金管」
	(49)(48)	日本工業規格 H 五二二〇	(一九九七)	「銅及び銅合金物」
	(50)	日本工業規格 H 五二二	(一九九七)	「銅合金連続铸造物」
	(51)	日本工業規格 H 五二〇二	(一九九九)	「アルミニウム合金铸件」
	(52)	日本工業規格 H 五三〇二	(二〇〇〇)	「アルミニウム合金ダイカスト」
ロ	(略)			
ハ	ガス栓及び燃焼器との接続部のフランジは、次の各号に掲げる規格に適合するものであること。			
	(1)・(2)	(略)		
	(3)	日本工業規格 B 八六〇二	(一九九九)	「冷媒用管フランジ」
ニ	金属可とう管の材料及び構造			
	材料及び構造は、日本工業規格 S 二一四五 (一九九一) 「ガス用金属フレキシブルホース」の規格に適合するものであること。			

と。

三 両端に迅速継手の付いたゴム管の材料及び構造

イ ゴム管部分は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものであること。

(1) 日本工業規格 K 六三四八 (二〇一一) 「ガス用ゴム管」の規格に適合すること。

(2) (略)

ロ 継手部分は、日本工業規格 S 二一三五 (二〇一三) 「ガス機器用迅速継手」の規格に適合するものであること。

(削除)

四 | ガスコードの材料及び構造

材料及び構造は、日本工業規格 S 二一四六 (二〇一三) 「ガスコード」の規格に適合するものであること。

五 | 強化ガスホースの材料及び構造

イ ホース部分の材料及び構造は、日本工業規格 K 六三五一 (二〇一一) 「ガス用強化ゴムホース及びホースアセンブリ」の規格に適合するものであること。

ること。

ロ 迅速継手を施す継手部分に用いる材料及び構造は、イの規定にかかわらず、当該継手部分において、日本工業規格 S 二一三五 (一九九一) 「ガス機器用迅速継手」の規格を準用する。この場合において、「ゴム管」及び「強化ガスホース」とあるのは「金属可とう管」と読み替えるものとする。

三 両端に迅速継手の付いたゴム管の材料及び構造

イ ゴム管部分は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものであること。

(1) 日本工業規格 K 六三四八 (一九九六) 「ガス用ゴム管」の規格に適合すること。

(2) (略)

ロ 継手部分の材料は、日本工業規格 S 二一三五 (一九九一) 「ガス機器用迅速継手」の規格に適合するものであること。

ハ 継手部分の構造は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものであること。

(1) 日本工業規格 S 二一三五 (一九九一) 「ガス機器用迅速継手」の規格に適合すること。

(2) 燃焼器のガス接続口がゴム管口のものにあつては、(1)の規定にかかわらず、抜け防止機能を有する継手を用いてゴム管口に接続できること。

(新設)

四 | 強化ガスホースの材料及び構造

イ ホース部分の材料及び構造は、日本工業規格 K 六三五一 (一九九九) 「ガス用強化ゴムホース」の規格に適合するものであること。

ロ 継手を用いて接続するものの継手部分の材料及び構造は、次の(1)又は(2)に定めるところによる。

(1) ねじを施す継手部分に用いる材料及び構造は、日本工業規格K六三五―(二〇一―)「ガス用強化ゴムホース及びホースアセンブリ」の規格に適合すること。

(2) 迅速継手を施す継手部分に用いる材料及び構造は、日本工業規格S二一三五―(二〇一三)「ガス機器用迅速継手」の規格に適合すること。

ハ (略)

第二条 ガス事業法施行規則第百八条第九号の告示で定める方法は、次のとおりとする。

一 移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む。）は、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ又はへに定めるところによりガス栓と接続されていること。

イ (略)

ロ ガス栓と燃焼器を金属可とう管を用いて接続するときは、金属可とう管とガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部とは、ねじにより接続されていること。

ハ ガス栓と燃焼器を両端に迅速継手の付いたゴム管を用いて接続するときは、両端に迅速継手の付いたゴム管とガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部とは、それぞれの形状に合った適切な迅速継手により接続されていること。

ニ ガス栓と燃焼器をガスコードを用いて接続するときは、ガスコードとガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部とは、それぞれの形状に合った適切な迅速継手により接続されていること。

ホ ガス栓と燃焼器を強化ガスホースを用いて接続するときは、強化ガスホースとガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部

ロ 継手を用いて接続するものの継手部分の材料及び構造は、次の(1)又は(2)に定めるところによる。

(1) ねじを施す継手部分に用いる材料及び構造は、日本工業規格S二一四四―(一九九一)「ガス用強化ゴムホースアセンブリ」の規格に適合すること。

(2) 迅速継手を施す継手部分に用いる材料及び構造は、日本工業規格S二一三五―(一九九一)「ガス機器用迅速継手」の規格に適合すること。

ハ (略)

第二条 ガス事業法施行規則第百八条第九号の告示で定める方法は、次のとおりとする。

一 移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む。）は、次のイ、ロ、ハ、ニ又はホに定めるところによりガス栓と接続されていること。

イ (略)

ロ ガス栓と燃焼器を金属可とう管を用いて接続するときは、金属可とう管とガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部とは、ねじ又は迅速継手により接続されていること。

ハ ガス栓と燃焼器を両端に迅速継手の付いたゴム管を用いて接続するときは、両端に迅速継手の付いたゴム管とガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部とは、迅速継手により接続されていること。

(新設)

ニ ガス栓と燃焼器を強化ガスホースを用いて接続するときは、強化ガスホースとガス栓の端部又は燃焼器のガスの取入部

とは、ねじ、抜け防止金具又はそれぞれの形状に応じた適切な迅速継手により接続されていること。

ヘ| ガス栓と燃焼器を直接接続するときは、ガス栓の端部と燃焼器のガスの取入部とは、ねじにより接続されていること。

二| 前号に掲げる燃焼器以外の燃焼器は、次のイ、ロ、ハ、ニ又はホ| に定めるところによりガス栓と接続されていること。

イ・ロ (略)

ハ| ガス栓と燃焼器をガスコードを用いて接続するときは、

前号二の規定を準用する。

ニ| ガス栓と燃焼器を強化ガスホースを用いて接続するときは、前号ホ| の規定を準用する。

ホ| ガス栓と燃焼器を直接接続するときは、前号ヘ| の規定を準用する。

とは、ねじ、抜け防止金具又は迅速継手により接続されていること。

ホ| ガス栓と燃焼器を直接接続するときは、ガス栓の端部と燃焼器のガスの取入部とは、ねじにより接続されていること。

二| 前号に掲げる燃焼器以外の燃焼器は、次のイ、ロ、ハ又はニに定めるところによりガス栓と接続されていること。

イ・ロ (略)

(新設)

ハ| ガス栓と燃焼器を強化ガスホースを用いて接続するときは、前号二の規定を準用する。

ニ| ガス栓と燃焼器を直接接続するときは、前号ホ| の規定を準用する。